建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る判定手数料

1）判定に係る手数料（非住宅）

モデル建築法

税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

延べ面積	用途分類　※		
	A種	B種	C種
0㎡　以上　-　100㎡　未満	80,000×N (88,000×N)	70,000×N (77,000×N)	50,000×N (55,000×N)
100㎡　以上　-　300㎡　未満	100,000×N (110,000×N)	80,000×N (88,000×N)	60,000×N (66,000×N)
300㎡　以上　-　500㎡　未満	120,000×N (132,000×N)	90,000×N (99,000×N)	70,000×N (77,000×N)
500㎡　以上　-　1,000㎡　未満	140,000×N (154,000×N)	100,000×N (110,000×N)	80,000×N (88,000×N)
1,000㎡　以上　-　2,000㎡　未満	180,000×N (198,000×N)	110,000×N (121,000×N)	90,000×N (99,000×N)
2,000㎡　以上　-　3,000㎡　未満	210,000×N (231,000×N)	130,000×N (143,000×N)	100,000×N (110,000×N)
3,000㎡　以上　-　4,000㎡　未満	240,000×N (264,000×N)	150,000×N (165,000×N)	120,000×N (132,000×N)
4,000㎡　以上　-　5,000㎡　未満	270,000×N (297,000×N)	190,000×N (209,000×N)	140,000×N (154,000×N)
5,000㎡　以上　-　10,000㎡　未満	320,000×N (352,000×N)	230,000×N (253,000×N)	180,000×N (198,000×N)
10,000㎡　以上　-　20,000㎡　未満	360,000×N (396,000×N)	270,000×N (297,000×N)	200,000×N (220,000×N)
20,000㎡　以上　-　50,000㎡　未満	420,000×N (462,000×N)	330,000×N (363,000×N)	240,000×N (264,000×N)
50,000㎡　以上　-	別途見積		

※　用途分類は、3）用途分類による。
※　Nは、計算に適用するモデル数による係数

標準入力法（主要室入力法を含む）

税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

延べ面積	用途分類 ※		
	A種	B種	C種
0㎡ 以上 - 100㎡ 未満	180,000 (198,000)	110,000 (121,000)	90,000 (99,000)
100㎡ 以上 - 300㎡ 未満	200,000 (220,000)	130,000 (143,000)	110,000 (121,000)
300㎡ 以上 - 500㎡ 未満	220,000 (242,000)	150,000 (165,000)	130,000 (143,000)
500㎡ 以上 - 1,000㎡ 未満	280,000 (308,000)	170,000 (187,000)	150,000 (165,000)
1,000㎡ 以上 - 2,000㎡ 未満	320,000 (352,000)	210,000 (231,000)	170,000 (187,000)
2,000㎡ 以上 - 3,000㎡ 未満	380,000 (418,000)	250,000 (275,000)	210,000 (231,000)
3,000㎡ 以上 - 4,000㎡ 未満	440,000 (484,000)	290,000 (319,000)	250,000 (275,000)
4,000㎡ 以上 - 5,000㎡ 未満	480,000 (528,000)	350,000 (385,000)	270,000 (297,000)
5,000㎡ 以上 - 10,000㎡ 未満	560,000 (616,000)	430,000 (473,000)	310,000 (341,000)
10,000㎡ 以上 - 20,000㎡ 未満	600,000 (660,000)	490,000 (539,000)	370,000 (407,000)
20,000㎡ 以上 - 50,000㎡ 未満	700,000 (770,000)	570,000 (627,000)	410,000 (451,000)
50,000㎡ 以上 -	別途見積		

※ 用途分類は、3）用途分類による。

変更手数料

申請種別	手数料			
	計画変更	ルートA	ルートB	ルートC
確認併願	80%	20%	30%	60%
単独申請	100%	20%	30%	80%

※ 計画変更・軽微変更（ルートA・ルートB）・軽微変更該当証明（ルートC）の申請手数料は、当初適用された手数料に上記表の割合を乗じた金額とし、千円未満が生じる場合は切捨てとする。（消費税別）

2）注意事項（非住宅）

① A種、B種、C種の用途分類の適用については、3)用途分類による。
② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
③ 一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟毎の手数料の合計額を徴収する。
④ 一つの棟に用途分類が複数ある場合、次の通り適用する。
・ A種が含まれるときはA種
・ A種がなくB種が含まれるときはB種
ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合、別途判断による。
⑤ モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じて係数（N）を乗じた額とする。
（モデル数2の場合：1.1　モデル数3の場合：1.2　モデル数4以上：1.3）
⑥ 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、住宅部分及び非住宅部分それぞれにより手数料を算定し、合計した額とする。
⑦ 副本を配送する場合、2,000円（税込2,200円）の手数料を加算する。
⑧ 建築主等の申請に基づき、適合判定通知書及び軽微変更該当証明書を特殊な事情等により再交付する場合の手数料の額は、一通につき10,000円（税込11,000円）とする。
⑨ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とする。

3）用途分類

（確認申請書第四面に記載する用途コードによる）

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室月浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（事項に掲げるものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
C種	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	08310
	建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐輪場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990

4）判定に係る手数料（住宅）

一戸建ての住宅

税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

申請種別	延べ面積等	手数料
確認併願	0㎡ 以上 - 200㎡ 未満	40,000 (44,000)
	200㎡ 以上 - 500㎡ 未満 または階数3以上	50,000 (55,000)
	500㎡ 以上 -	別途見積
評価併願	0㎡ 以上 - 200㎡ 未満	10,000 (11,000)
	200㎡ 以上 - 500㎡ 未満 または階数3以上	10,000 (11,000)
	500㎡ 以上 -	20,000 (22,000)
長期併願	0㎡ 以上 - 200㎡ 未満	15,000 (16,500)
	200㎡ 以上 - 500㎡ 未満 または階数3以上	15,000 (16,500)
	500㎡ 以上 -	20,000 (22,000)
単独申請	0㎡ 以上 - 200㎡ 未満	60,000 (66,000)
	200㎡ 以上 - 500㎡ 未満 または階数3以上	75,000 (82,500)
	500㎡ 以上 -	別途見積

※ 申請種別の定義は以下のとおりとする。
確認併願：JTCに対し、建築基準法に基づく確認申請を併願している場合
評価併願：JTCに対し、設計住宅性能評価の申請を併願し、建設住宅性能評価の申請を予定している場合（コース2）
長期併願：JTCに対し、長期使用構造等確認の申請を併願している場合（コース2）
単独申請：JTCに対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定のみ申請している場合

共同住宅等

税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

申請種別　※	基本手数料	加算手数料
確認併願	90,000 (99,000)	4,000×N (4,400×N)
評価併願	10,000 (11,000)	1,000×N (1,100×N)
長期併願	15,000 (16,500)	1,000×N (1,100×N)
単独申請	120,000 (132,000)	5,000×N (5,500×N)

※ Nは、対象となる建築物の住戸数
※ メゾネット住戸の場合は、1住戸あたり3,000円（税込3,300円）を加算する。

共同住宅等の共用部の審査を行う場合の追加手数料

税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

住戸数	手数料
100戸以下	100,000 (110,000)
100戸以上	100,000+<N-100>×500 (110,000+<N-100>×550)

※ Nは、対象となる建築物の住戸数

変更手数料

申請種別	手数料			
	計画変更	ルートA	ルートB	ルートC
確認併願	80%	20%	30%	60%
単独申請	100%	20%	30%	80%

※ 計画変更・軽微変更（ルートA・ルートB）・軽微変更該当証明（ルートC）の申請手数料は、当初適用された手数料に上記表の割合を乗じた金額とし、千円未満が生じる場合は切捨てとする。（消費税別）

5）注意事項（住宅）

① 仕様基準による申請の場合は、当初適用された手数料の10分の5の額とする。
② 仕様基準による申請の軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルートC）は、当初適用された手数料の10分の1の額とする。
③ 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、住宅部分及び非住宅部分それぞれにより手数料を算定し、合計した額とする。
④ 副本を配送する場合、2,000円（税込2,200円）の手数料を加算する。
⑤ 建築主等の申請に基づき、適合判定通知書及び軽微変更該当証明書を特殊な事情等により再交付する場合の手数料の額は、一通につき10,000 円（税込11,000円）とする。
⑥ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とする。